

第9回

(平成29年9月11日)

# 議 事 録

錦町農業委員会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成29年9月11日(月) 午前9時30分から午前10時56分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名  
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学  
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也  
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則  
10番委員 石松 まゆ子
- 4 欠席委員
- 5 議事日程
  - 1) 会期の決定
  - 2) 議事録署名委員の指名
  - 3) 会議書記の指名
  - 4) 議第32号案 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第33号案 農地法第4条の規定による許可申請について  
議第34号案 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第35号案 非農地証明願いに対する認定について  
議第36号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
- 6 事務局職員  
事務局長 山園琢磨、農地係 久保田文子
- 7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、3番・4番委員を指名します。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

4番 先月分のあっせんの件ですが、あっせん会議を8月17日に木上地区の農業委員と最適化推進委員で行いました。28日に3番委員、中村委員と立会で公社に売り渡しました。なお、今回出ております721-2、1-19についても売渡が終わっております。

佐無田 利用権設定の更新の5件は、5件とも農地中間管理事業で更新する見込みです。

5番 先月でございました件について、4番委員、内田委員と8月10日に事前打合せを行ないました。10aあたり40万円で事前の協議を行いました。農地管理公社を介し

て売買していく見込みです。

議長 議事に入ります。議第32号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第32号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番から5番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4番 （調査番号1、2）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。水上村から錦町に転入されております。家族3人（稼働力2人）です。経営面積は、水上村で44a、すべて水稻です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：10m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：1番、2番を合わせて20万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクターを所有。8番（取得農地の利用計画）：野菜、そば。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4番 （調査番号3）使用貸人・使用貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力1人）です。経営面積は、53a、水田16a、畑36a、田は水稻、畑は野菜等です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：すべて1km以内。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクターを所有。8番（取得農地の利用計画）：現状どおり行う。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力されています。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4番 （調査番号4）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手側の要望です。道路拡張に伴う残地で面積が狭いため売買されるものです。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力3人）です。経営面積は、315a、水田265a、水稻110a、他がWCS、畑はすべて牧草です。畜産農家で成牛9頭、子牛6頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1km以内。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：10aあたり20万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、パーバスター、マニアスプレッダー、ローダー、モア、ミスト機を所有。8番（取得農地の利用計画）：牧草。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力されています。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の

すべてを満たしていると考えます。

- 4 番 (調査番号5) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手側の要望です。道路拡張に伴う残地で面積が狭いため売買されるものです。譲受人の経営内容について報告します。家族8人(稼働力3人)です。経営面積は、458a、水田350a、水稲50a、他がWCS、畑100a、薬草50a、牧草50aです。畜産農家で成牛22頭、子牛14頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1~2km以内。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):小作に出していない。5番(取得価格):10aあたり20万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター3台、田植機、ロールベアラー2台、モア2台。8番(取得農地の利用計画):ミシマサイコ。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力されています。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号6番について、7番委員より調査報告をお願いします。

- 7 番 (調査番号6) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。平成18年に譲渡人の母と譲受人との売買契約が成立しておりましたが、譲受人耕作面積が50a未満であったため、登記ができず仮登記をされていました。今回、譲受人耕作面積が50aを超え、また、現金の授受がありませんので贈与となっております。家族2人(稼働力2人)です。経営面積は、129a、水田52a、畑37a。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1km以内。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):小作に出していない。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、耕運機を購入されました。8番(取得農地の利用計画):エゴマ。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力されています。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号7番について、2番委員より調査報告をお願いします。

- 2 番 (調査番号7) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。家族4人(稼働力4人)です。経営面積は、291a、水田31a、畑242a、樹園地16aです。田のうち水稲20a、他はWCS、畑は飼料作物。畜産農家で肥育牛40頭、繁殖牛10頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1km程度。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):小作に出していない。5番(取得価格):10aあたり230,263円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター4台、ロールベアラー、ラッピングマシン、マニアスプレッダー等、畜産、水稲の機械を一式あり。8番(取得農地の利用計画):栗。9番(周辺地域との関係):共同作業については、

地域活動とともに協力されています。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2番 調査番号4、5番の残地扱いの内容を詳しく説明ください。

事務局 農地があったところに町道を新たに通したため狭い面積が残地として残ったものです。

6番 町道は今回通ったのですか。

事務局 新設の町道です。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1、2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1、2番について原案のとおり決定します。

議長 次に調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、3番について原案のとおり決定します。

議長 次に調査番号4について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、4番について原案のとおり決定します。

議長 次に調査番号5について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、5番について原案のとおり決定します。

議長 次に調査番号6について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、6番について原案のとおり決定します。

議長 次に調査番号7について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、7番について原案のとおり決定します。

議長 議第33号案農地法第4条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第29号案農地法第4条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4番 (調査番号1) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は建設資材及び重機車両置場です。5月に買受適格化証明で、計画上は表土をもって畑にする説明をしました。今回は資材置き場で、前所有者が5条申請で宅地の転用許可は下りており、住宅、商業地であり耕作するより資材置き場にする方が、良いのではないかという方向で説明します。後々は6次産業で精肉、加工施設を計画されているようです。4条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種

農地。2番（着工時期）：農業委員会の許可次第です。3番（資金調達）：自己資金。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）既存の排水溝より処理する。問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域外。以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

6番 前の持ち主が宅地転用でそのままになっていたということですが、地目は畑で間違いないでしょうか。

4番 畑であり、間違いありません。

議長 5月には、譲受人が畑にするということで許可が下りたのではないかと思います。

4番 その時点で入札まで、期間が短いため5条申請できないため、3条申請で適格化証明をつけて裁判所に提出している。

議長 農地に戻して、作物を作るという申請であったが、作物を作らず資材置き場にするということですか。

6番 農地として購入されたわけですから、原則では、農地として利用するべきではないでしょうか。

事務局 法律にはありませんが、慣例で県では、3年3作してくださいということになっています。今回は牧草をつくるということになっていますが、現状からしてむずかしいということで、事業計画が提出されています。前回の計画が頓挫して、停滞している土地であり、地元農業委員会の意見を尊重するというを県からは聞いています。

議長 最初から難しいとは考えておりましたが、表土を入れて耕作するのであればいいだろうと判断した。慎重審議をお願いします。

8番 非農地調査での意見はどうだったのでしょうか。現場を見ていないのでなんとも言えない。今の状態はどうか。

議長 前より荒れていました。

4番 農地で残すより地目変更した方が良いと思います。

2番 裁判所の条件が農地に復元することが条件についているのでしょうか。

議長 裁判所の条件はついていませんが、買受適格化証明では、復元しますということになっています。

事務局 議決を後にまわして、時間をかけて考えていただいた方が良いと思います。

議長 議決は、後まわしにします。

議長 議第34号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第34号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、10番委員から調査報告をします。

10番 （調査番号1）使用借人使用貸人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業用施設です。施設の概要は、哺乳牛舎1棟、育成牛舎1棟です。5条

調査項目により報告します。1番（農地区別）：第1種農地。農業用施設用地で農業用施設を建設する場合は問題ありません。2番（着工時期）：11月の予定。3番（資金調達）：借入金。4番（建面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）雨水は町道側溝、汚水は出ない。問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域内。11番（取得価格）経営者からの借地のため金銭の授受はありません。以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議長 議第35号案非農地証明願いに対する認定について上程します。

事務局 議第35号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議長 調査番号1番について、木上地区の代表の方の調査報告をお願いします。

6番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。利用状況は原野になっています。9月24日に木上地区の農業委員3名で現地確認しました。後で分かったのですが、平成23年7月の総会に5条申請が出ておりました。8月末に許可が出ておりますので、非農地証明に許可を出す必要がないということになりました。

事務局 お詫びです。非農地証明が出ましたので受付したのですが、よく調べましたら調査報告があったようにクヌギを植えて5条申請が出ておりました。たいへん失礼しました。次回から注意したいと思います。

議長 木上の方から報告がありましたように認定の必要はないと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長 議第36号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画（平成29年9月6日付け：球錦農林第7284号）の諮問があり、今回は所有権移転4件、利用権の再設定が6件、新規が3件です。

事務局 議第36号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

(休憩)

- 議 長 議第33号案農地法第4条の規定による許可申請について質疑を再開します。
- 2 番 5月に申請に基づいて可否を判断したけれども、5か月後には転用で変更ということで良くないと思います。5月の申請内容で努力されたならよいのですが、そのまま努力の跡が見られないのなら難しいと思います。
- 6 番 2番委員が言われたとおり1作でもできるように努力されて、1作でも作って近隣に迷惑をかける、作物を作ってもよくできないので、このような申請を出されたならば認めても良いのではないかと思います。計画性に問題がありますので、1年後にでも作付けをした後での判断が良いのではないかと思います。
- 4 番 わざわざ赤字になるのをわかっていて1作作る方向にもっていくべきか疑問である。
- 議 長 復元は難しいとは思っていましたが、5月に出して、9月に転用ではあまりにも早い。始末書を1筆入れるぐらいのことが必要だと思います。
- 佐無田 始末書があればいいのではないのでしょうか。
- 8 番 始末書を出せばよいかもしれない。
- 1 番 5月の総会で、18号案の付帯決議で申請の条件と事情が異なっている場合は許可をしないとなっていますので、解釈が取れると思います。
- 2 番 申請時と事情が異なれば許可しないであるが、努力したがやっぱりできなかったので申し訳ないということで申請が上ってくるのであれば良いのではないか。
- 事務局 議論の参考にあると思います。4条許可申請書の事業目的を朗読
- 2 番 買受適格化証明の付帯決議にあると思います。
- 3 番 来月にまた出していただければどうでしょうか。
- 議 長 今回は、見送ります。
- 事務局 許可しないということですか。
- 議 長 許可はしません。
- 4 番 来月、始末書ができれば許可するのか。
- 1 番 仮に許可した場合、土砂置き場は近隣とトラブルになるのではないか。
- 4 番 住宅が高いので、土砂を置いても別に問題ないと思います。



- 7 番 もしも今回許可しない場合、どうすれば許可するのか聞かれた場合、2作、3作するか、この状態で農地復元されないと思います。
- 議 長 計画を出されて許可したものである。
- 1 番 何をすればよいではなく、申請の書類と違っている。これが守られていないので許可はできません。というのが良いのではないのでしょうか。
- 4 番 あくまでも農地にして下さいということか。
- 6 番 農地に戻すところで購入してあるので実際やってみてダメであれば、ここまでしましたけれど農地としては不適切な要件が重なるため、他の転用目的での申請が出るのであればよい。計画をある程度実行してもらってからの判断である。
- 4 番 所有者は手順を踏んで申請している。
- 2 番 手順は踏んでいないと思う。
- 4 番 永久に転用できないのか。
- 2 番 6番委員が言うように申請のとおりやってみたが、できなかったので4条申請しますというのであればわかるということである。
- 議 長 復元はむずかしいと思ったが、所有者が復元しますという計画書を出され、実力があつて復元ができると思ったので許可したわけである。
- 6 番 購入時点での要件を行つたうえでの転用申請は認める。
- 5 番 実務をせず、架空の申請を認めたらいけないと思う。
- 1 番 付帯決議の事情が異なっていると認めたということで良いのではないか。
- 議 長 不許可相当として、所有者に伝えたいと思いますがそれで良いのでしょうか。
- 委 員 了承の声あり。(異論の声はなし)

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月11日

農業委員会会長

---

3番 農業委員

---

4番 農業委員

---